

隠岐海区便り (Vol.83)

◎第326回(第21期第17回)隠岐海区漁業調整委員会を開催しましたので、概要をお知らせします。

出席委員：葛西、佐々木、升谷、濱田、長府、福山、林委員

欠席委員：前田、吉田、亀谷委員

開催日時：令和2年12月15日(火) 13:45～15:15

開催場所：松江市殿町 島根県職員会館

(ウェブ会議) 隠岐郡隠岐の島町港町 隠岐合同庁舎

隠岐郡西ノ島町別府 島前集合庁舎

議題

- (1) 島根県資源管理方針の制定について(諮問)
- (2) マイワシ、マアジの知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)
- (3) 島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画
(第6管理期間のクロマグロTAC)の変更について(諮問)
- (4) 知事許可漁業の制限措置の内容等を定めることについて(諮問)
 - ・島根県沖合海面における小型いか釣漁業(県外船)
- (5) 島根県沖合海面におけるふぐ浮延縄漁業の禁止について(協議)
 - ・委員会指示の更新
- (6) 島根県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の制定について(報告)
- (7) 島根県特定水産資源の採捕の停止に関する規則の制定について(報告)
- (8) 隠岐支庁水産局長専決海面漁業許可等の取扱方針の一部改正について(報告)
- (9) その他

◎委員会での検討結果は次のとおりです。

(1) 島根県資源管理方針の制定について(諮問)

これまではTAC法に基づき資源管理基本計画を策定し、資源管理を行ってまいりましたが、今後は改正漁業法に基づき資源管理方針を策定し、資源管理を行うこととなります。具体的な内容は以下の通りです。

- 資源管理基本方針で資源管理の考え方や配分基準を定め、具体的な数量は本方針とは別に定める。
- TAC魚種のことを、今後は特定水産資源と呼ぶ。
- 方針の別紙に魚種ごとの管理区分と配分の基準を記載する。

- 現在、方針の別紙にまあじ、まいわし対馬暖流系群、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）を掲載している。
- まあじ、まいわし対馬暖流系群の管理方法は、従来の県計画で定めていた内容と同様に、漁業種類を中型まき網漁業とその他の漁業に区分し、直近5か年の漁獲実績を基本としてそれぞれの漁業種類へ数量配分する。
- くろまぐろ（小型魚）の管理方法は、従来の県計画で定めていた内容と同様、漁業種類を定置漁業、沿岸くろまぐろ漁業、その他の漁業に区分し、漁獲可能量のうち3%を留保枠とし、平成22年から24年の漁獲実績を基本とした割合で各漁業種類に配分する。
- くろまぐろ（大型魚）の管理方法は平成26年から平成28年までの漁獲実績を基本とした割合で各漁業種類に配分する。また、留保枠は5%とするが、その他の点は小型魚と同じ。

審議の結果、これらの諮問について、異議のない旨を答申することが決定されました。

(2) マイワシ、マアジの知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）

農林水産大臣からさんま、まあじ、まいわしに関する令和3管理年度における漁獲可能量の当初配分について通知がありました。具体的な内容は以下の通りです。

- さんまは本県への具体的な数量配分はなし。
- まあじは過去3か年の、全国の漁獲量に対する本県の漁獲割合をもとに算出された値20,900トンが本県の当初配分量となる。また、島根県に割り当てられた20,900トンを過去5年間の漁獲比率に応じて、中型まき網漁業とその他の漁業に数量を配分する。
- まいわし対馬暖流系群は、20,900トンが本県の当初配分量となる。この数量の算出方法はまあじと同じ方法で算出された。また、漁業種類ごとの割り当て方法もまあじと同じ。

審議の結果、これらの諮問について、異議のない旨を答申することが決定されました。

(3) 島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更について（諮問）

クロマグロの第6管理期間のTAC数量を変更することについて知事より諮問がありました。諮問の内容は、大型魚を0.3トン放出し、小型魚を0.3トン追加するというものです。

審議の結果、これらの諮問について、異議のない旨を答申することが決定されました。

(4) 知事許可漁業の制限措置の内容等を定めることについて (諮問)

県外小型いか釣り漁業の制限措置の内容等定めておく必要があるので、本委員会へ諮問しました。制限措置の内容等は以下の通りです。

- 制限措置の内容は、従来許可内容としていたものと同様の内容で定める。
- 新規許可要望が出た際、島根県と関係道県の間で調整が諮られた隻数のみ許可することとし、その数は総トン数10トン以上、10トン未満でそれぞれ5隻ずつの枠を設ける。
- 他道県から新規許可要望があった際は、関係道県との間で調整が図られた日から1週間程度を申請期間とする。

審議の結果、これらの諮問について、異議のない旨を答申することが決定されました。

(5) 島根県沖合海面におけるふぐ浮延縄漁業の禁止について (協議)

ふぐ浮延縄漁業の禁止について、海区委員会指示が12月末に切れるため、指示の継続の可否について協議を行いました。指示案は以下の通りです。

- 隠岐海区海面においては、ふぐ浮延縄漁業(スジ縄漁業)を操業してはならない。
- 令和3年1月1日から令和5年12月31日までを有効期間とする。

審議の結果、委員会指示を継続することになりました。

(6) 島根県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の制定について (報告)

これまでTAC法を根拠に採捕数量等の報告に関する規則を制定していましたが、改正漁業法を根拠として規則を制定しなおしました。規則の内容は以下の通りです。

- やむをえない事由を除き、報告は電子データで行う。
- 代理人を通じて特定水産資源の漁獲量の報告をする場合には、その権限を証する書面を知事に提出しなければならない。

(7) 島根県特定水産資源の採捕の停止に関する規則の制定について (報告)

これまでTAC法を根拠に採捕停止に関する規則を制定していましたが、改正漁業法を根拠として規則を制定しなおしました。規則の内容は以下の通りです。

- 漁獲の積み上がりにより知事管理漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きい場合等は、知事が告示を行い、採捕の停止を命じることができる。
- 採捕の停止期間は告示翌日から管理年度の末日まで。
- 国からの漁獲可能量の追加配分等により、知事が、直ちに知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなると認める旨の告示をした場合採捕停止が解除となる。

(8) 隠岐支庁水産局長専決海面漁業許可等の取扱方針の一部改正について (報告)

漁業法改正に伴う島根県漁業調整規則の改正により、隠岐支庁水産局長専決海面漁業許可等の取扱方針を一部改正しました。

改正の内容はつけ漁業、ぶり固定式さし網漁業、かさ網漁業について許可期間を1年から、他の漁業と同様に原則5年に変更しました。なお、方針全体の体裁を変えていますが、内容に変更はありません。